

「青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の一部改正の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(表紙)</p> <p>青森県農業経営基盤の強化 の促進に関する基本方針</p> <p>令和3年3月 <u>(令和5年5月 一部改正)</u></p> <p>青 森 県</p>	<p>(表紙)</p> <p>青森県農業経営基盤の強化 の促進に関する基本方針</p> <p>令和3年3月</p> <p>青 森 県</p>

目 次

基本方針策定及び見直しの趣旨	-----	1
基本方針の期間	-----	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向		
1 基本方向	-----	2
2 育成する農業経営体の経営目標	-----	3
3 育成する農業経営体数等の目標	-----	5
第2 農業経営体等の基本的指標		
1 基本的指標の設定	-----	8
2 地域別の経営基盤強化の方向及び営農類型	-----	9
3 新規就農者等の基本的指標	-----	15
第3 農用地の利用集積に関する目標		
1 農用地の利用に占めるシェアの目標	-----	17
2 農用地の利用集積面積の目標	-----	18
3 <u>その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</u>	-----	19
第4 農業経営体等を育成するために必要な事項		
1 施策の展開方法	-----	20
2 基本的な施策	-----	20
(1) <u>認定農業者等の経営改善促進のための関連対策</u>	-----	20
(2) <u>新規就農者等の育成・確保のための関連対策</u>	-----	20
(3) <u>地域農業を支える多様な人材の確保・育成のための関連対策</u>	-----	21
(4) <u>農地流動化促進のための関連対策</u>	-----	22
3 推進体制	-----	22
4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	-----	23
5 主要指標	-----	24
別表（農業経営の指標）	-----	25

目 次

基本方針策定及び見直しの趣旨	-----	1
基本方針の期間	-----	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向		
1 基本方向	-----	2
2 育成する農業経営体の経営目標	-----	3
3 育成する農業経営体数等の目標	-----	5
第2 農業経営体等の基本的指標		
1 基本的指標の設定	-----	8
2 地域別の経営基盤強化の方向及び営農類型	-----	9
3 新規就農者等の基本的指標	-----	15
第3 農用地の利用集積に関する目標		
1 農用地の利用に占めるシェアの目標	-----	17
2 農用地の利用集積面積の目標	-----	18
3 <u>農地の集約化の目標</u>	-----	19
第4 農業経営体等を育成するために必要な事項		
1 施策の展開方法	-----	20
2 基本的な施策	-----	20
(1) <u>経営改善促進のための関連対策</u>	-----	20
(2) <u>新規就農者等の育成・確保のための関連対策</u>	-----	21
(3) <u>農地流動化促進のための関連対策</u>	-----	22
3 推進体制	-----	22
4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	-----	23
5 主要指標	-----	24
別表（農業経営の指標）	-----	25

※「基本方針の期間」の後に追記

【令和5年5月の見直し概要】

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行（令和4年5月公布、令和5年4月施行）に伴い、農業を担う者の確保及び育成に係る体制の整備等に関する内容を追加するとともに、法改正に伴う文言の整理等を行った。

（新設）

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 基本方向

(1) 担い手の確保・育成

新規就農者を確保・育成するため、先進的な農業者などの研修受入体制を強化し就農を促進するほか、青森県農業経営・就農サポートセンター（法第11条の11に基づく農業経営・就農支援センター。以下「サポートセンター」という。）による生産技術や経営の指導などの就農サポート活動を強化し、就農後の経営安定と地域での定着を図ります。

また、環境変化に対応できる人財を育成するため、若手農業トップランナー塾などによる能力向上研修のほか、サポートセンターの農業経営相談や専門家派遣などによる認定農業者や農業法人の確保・育成に向けた伴走型支援に取り組みます。

集落営農組織については、地域ぐるみで農地を守り次世代に継承していくため、経営の複合化・多角化による地域の雇用創出などにより中小規模農家の参加を促すとともに、経営基盤の強化に向けた法人化を進めます。

さらに、団塊の世代の農業者が一斉にリタイアする時期を見据え、経営資源が途切れることがないように、計画的な経営継承や継承後の経営改善を支援するほか、移譲希望者と就農希望者とのマッチングなど第三者への継承を推進します。

このほか、地域農業を支えるために重要な役割を持つ農業支援サービス事業者や、雇用就農者、中小・家族経営など多様な人材を確保・育成するための取組を推進します。

(2) 農地の集積・集約化

担い手の経営基盤を強化していくため、スマート農業や省力技術の導入を促進し、農作業の効率化等により生産コストの低減を図るとともに、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第4項）が行う農地中間管理事業（機構法第2条第3項）を活用した担い手への農地の集積・集約化や、ほ場の大区画化など計画的な生産基盤の整備を進めます。

また、地域の話合いにより策定され、実質化した「人・農地プラン」や「地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）」により、担い手の確保と農地の利用集積を計画的に進めていきます。

このほか、農業委員や農地利用最適化推進委員による遊休農地の発生防止・解消活動を支援するとともに、農業参入企業等による農地の有効活用を誘導します。

2～3 <略>

第2 農業経営体等の基本的指標 <略>

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 基本方向

(1) 担い手の確保・育成

新規就農者を確保・育成するため、先進的な農業者などの研修受入体制を強化し就農を促進するほか、生産技術や経営の指導などサポート体制の強化により就農後の経営安定と地域での定着を図ります。

また、環境変化に対応できる人財を育成するため、若手農業トップランナー塾などによる能力向上研修や農業経営相談所による経営発展に向けた伴走支援に取り組みます。

さらに、団塊の世代の農業者が一斉にリタイアする時期を見据え、経営資源が途切れることがないように、計画的な経営継承や継承後の経営改善を支援するほか、移譲希望者と就農希望者とのマッチングなど第三者への継承を推進します。

集落営農組織については、地域ぐるみで農地を守り次世代に継承していくため、経営の複合化・多角化による地域の雇用創出などにより中小規模農家の参加を促すとともに、経営基盤の強化に向けた法人化を進めます。

(2) 農地の集積・集約化

担い手の経営基盤を強化していくため、スマート農業や省力技術の導入を促進し、農作業の効率化等により生産コストの低減を図るとともに、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第4項）が行う農地中間管理事業（機構法第2条第3項）を活用した担い手への農地の集積・集約化や、ほ場の大区画化など計画的な生産基盤の整備を進めます。

また、地域の話合いにより策定され、実質化した「人・農地プラン」により、担い手の確保と農地の利用集積を計画的に進めていきます。

このほか、農業委員や農地利用最適化推進委員による遊休農地の発生防止・解消活動を支援するとともに、農業参入企業等による農地の有効活用を誘導します。

2～3 <略>

第2 農業経営体等の基本的指標 <略>

第3 農用地の利用集積に関する目標

1～2 <略>

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

育成する農業経営体の農地が分散し、他の経営体の農地と混在している状況を解消し、農業経営体への農地の集約化を促進していくため、農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）を中核的な事業体として位置付け、市町村、農業委員会等との連携を密にし、農地の貸借等を仲介する調整活動を積極的に行いながら農業経営体への農地の集約を進めます。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体も含めた地域全体で農用地の有効利用を図ります。

第4 農業経営体等を育成するために必要な事項

1 施策の展開方法 <略>

2 基本的な施策

(1) 認定農業者等の経営改善促進のための関連対策

地域で展開されている生産対策を踏まえつつ、認定農業者や集落営農の育成、確保のほか、農地の利用集積・集約化等を総合的に推進します。

ア 認定農業者を確保・育成するため、サポートセンターへの経営相談を促し、農業経営改善計画の作成支援や経営改善に向けた助言・指導を行うなど、農業者が主体性と創意工夫を発揮して経営の多角化、法人化等を展開できるよう重点的に支援します。

イ 地域農業をリードしていく意欲ある農業者等に対しては、経営革新の基礎となる会計力やマーケティング力等のマネジメント能力強化に向けた研修等を行いながら、技術革新、コスト削減の意識を持つ経営能力の高い人材を育成、確保していきます。

ウ 集落営農については、将来的に地域の農地の活用と雇用確保の受け皿となるよう、集落営農組織の法人化と新たな生産・加工・流通分野への取組に向けて、研修会や専門家の派遣等による支援を重点的に行います。

第3 農用地の利用集積に関する目標

1～2 <略>

3 農地の集約化の目標

育成する農業経営体の農地が分散し、他の経営体の農地と混在している状況を解消し、農業経営体への農地の集約化を促進していくため、農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農林業支援センター）を中核的な事業体として位置付け、市町村、農業委員会等との連携を密にし、農地の貸借等を仲介する調整活動を積極的に行いながら農業経営体への農地の集約を進めます。

第4 農業経営体等を育成するために必要な事項

1 施策の展開方法 <略>

2 基本的な施策

(1) 経営改善促進のための関連対策

地域で展開されている生産対策を踏まえつつ、認定農業者や集落営農の育成、確保のほか、農地の利用集積・集約化等を総合的に推進します。

ア 認定農業者に対しては、経営指導や研修、営農相談などを行いつつ、農業経営改善計画の作成支援やその達成に向けたフォローアップ活動を行いながら、経営の体質強化を図ります。

イ 認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を終了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、農業経営指標を活用した当該計画の実践の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行います。

ウ 地域農業をリードしていく意欲ある農業者等に対しては、経営革新の基礎となる会計力やマーケティング力等のマネジメント能力強化に向けた研修等を行いながら、技術革新、コスト削減の意識を持つ経営能力の高い人材を育成、確保していきます。

また、法人化に向けては、経営の高度化のほか、経営の円滑な継承、雇用就農の受け皿の確保等のメリットがあることから地域や経営の実情を踏まえて積極的に取組を進めていきます。

エ 集落営農については、将来的に地域の農地の活用と雇用確保の受け皿となるよう、集落営農組織の法人化と新たな生産・加工・流通分野への取組に向けて、研修会や専門家の派遣等による支援を重点的に行います。

エ 農業経営の規模拡大を計画的に進めようとする意欲ある農業者等に対しては、機構法で定める農地中間管理事業などの活用により支援しながら、生産性の向上による経営の体質強化を図ります。

オ 高齢化や人手不足などの課題解決に向けては、機械メーカーや福祉施設、人材派遣業者など農業支援サービス事業者等との連携により、スマート農業による省力化栽培や農作業の受委託など多様な取組を推進します。

(2) 新規就農者等の確保・育成のための関連対策

新規就農者等が目標達成のための営農設計を立て、経営全体を的確に管理し企業的な経営展開が可能となる総合的能力を習得するとともに、地域農業をリードし、持続・発展させていくための柔軟な発想力や大胆な行動力を発揮できるよう取組を進めます。

ア 新規就農者等を幅広く確保するため、サポートセンターと連携して、就農フェアや高校の出前講座、県のホームページ等を活用して積極的に情報発信します。

イ 新規就農希望者については、サポートセンターでの就農相談、就農準備に向けた国の支援施策の活用や研修の実施など積極的に情報提供します。

ウ 県営農大学校の教育課程及び研修内容の充実強化を図り、新規就農者等の農業知識・技術の習得や農業機械の資格取得を支援する研修を実施します。さらに、高等学校等の教育機関との連携による農業の魅力の啓発、公共職業安定所等との連携による農業法人等への就農を促進します。

エ 新規就農者等の定着に向けて、国の新規就農支援施策や青年等就農資金の積極的な活用、サポートセンターの相談窓口による経営改善に向けた助言・指導のほか、「人・農地プラン」や「地域計画」に地域の中心的な経営体等として位置付けられるよう促します。

オ 新規就農者の農地取得やリタイアを予定する農業者との第三者承継などに関するマッチングについては、サポートセンターや市町村、農協など関係機関・団体が連携して伴走型で支援します。

加えて、地域内の農業経営士や非農家出身者の新規就農メンター等が連携して新規就農者等を指導するなど地域の担い手は地域が育てる地域経営の観点から、栽培技術及び経営管理能力の習得における地域ぐるみの積極的な取組を支援します。

カ 新規就農者等の経営が安定するまでの間、栽培や経営管理の技術・知識の習得に向けて、定期的な巡回指導の実施や地域段階の研修会等を開催するとともに、地域ネットワークの構築や農村青少年クラブへの加入を促し、仲間づくりや地域活動等への主体的な参画を推進します。

オ 農業経営の規模拡大を計画的に進めようとする意欲ある農業者等に対しては、法で定める利用権設定等促進事業（法第4条第3項第1号）や機構法で定める農地中間管理事業などの活用により支援しながら、生産性の向上による経営の体質強化を図ります。

(2) 新規就農者等の育成・確保のための関連対策

新規就農者等が目標達成のための営農設計を立て、経営全体を的確に管理し企業的な経営展開が可能となる総合的能力を習得するとともに、地域農業をリードし、持続・発展させていくための柔軟な発想力や大胆な行動力を発揮できるよう取組を進めます。

ア 新規就農者等の確保のため、様々なメディアを活用して本県農業の魅力を発信するとともに、就農相談会の開催により、就農希望者のニーズに応じた研修先、農地及び農業経営に関する情報提供を行うなどの取組を進めます。

イ 県営農大学校の教育課程及び研修内容の充実強化を図り、新規就農者等の農業知識・技術の習得や農業機械の資格取得を支援する研修を実施します。さらに、高等学校等の教育機関との連携による農業の魅力の啓発、公共職業安定所等との連携による農業法人等への就農を促進します。

ウ 新規就農者等の定着に向けて、国の農業次世代人材投資資金、青年等就農資金の積極的な活用のほか、「人・農地プラン」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促します。

加えて、地域内の農業経営士等が連携して新規就農者等を指導するなど地域の担い手は地域が育てる地域経営の観点から、栽培技術及び経営管理能力の習得における地域ぐるみの積極的な取組を支援します。

エ 新規就農者等の経営が安定するまでの間、栽培や経営管理の技術・知識の習得に向けて、定期的な巡回指導の実施や地域段階の研修会等を開催するとともに、地域ネットワークの構築や農村青少年クラブへの加入を促し、仲間づくりや地域活動等への主体的な参画を推進します。

キ 新規就農者等が、認定新規就農者を経て、認定農業者へと発展できるよう、必要な支援を重点的に措置する青年等就農計画制度の普及を図るとともに、必要な栽培技術指導、経営指導等のフォローアップ、青年等就農計画の実施状況の点検を行うなど、計画的に育成します。

ク 「青森県若手農業トップランナー育成方針（平成20年3月策定）」に基づき、若手農業者を将来の本県農業をけん引できる人材へと育成するため、実践力、問題解決力や経営革新の基礎となる経営会計力の育成・強化などを支援します。

（3）地域農業を支える多様な人材の確保・育成のための関連対策

農業支援サービス事業体や農業経営体で働く雇用就農者、中小・家族経営などは、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で今後も重要な役割を果たすことが期待されることから、労働力確保に向けた取組支援、国の支援施策の情報提供等を実施します。

ア 県内企業の副業の活用による臨時雇い、福祉施設や農業支援サービス事業体との連携による農作業請負等の推進、農業法人等への雇用就農希望者及び特定技能外国人などを対象とした農業就業体験の機会を提供するなど、多様な人材の確保等を支援します。

イ 「特定地域づくり事業協同組合」制度や「農村RMO」支援策を活用して、多様な地域の関係者が連携し、地域の雇用創出、地域づくり人材の育成及び地域資源の活用による経済活動などを行う拠点づくりを支援します。

（4）農地流動化促進のための関連対策

農地流動化の促進に当たっては、地域の合意形成により策定され、実質化した「人・農地プラン」や「地域計画」に基づき、農地の利用集積・集約化を進めることにより、農業経営体の育成と地域全体の農業の発展を図ります。

ア 機構法で定める農地中間管理事業については、農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農業支援センター）を担い手への農地の集積・集約化と農地の有効活用を進める中核的な事業体として位置付け、一般社団法人青森県農業会議、青森県土地改良事業団体連合会、青森県農業協同組合中央会、市町村及び農業委員会等との連携を密にして、最大限に活用します。

イ 法に定める利用権の設定等を促進する事業（法第4条3項第1号）については、農業者に対する流動化施策の周知、流動化情報の提供を行いながら、農業経営体への農地の利用集積を進め、市町村基本構想で示された目標の早期達成に努めます。

ウ 農用地利用改善事業（法第4条第3項第3号）については、担い手の不足が見込まれる地域において、農地の利用関係の改善等を促進する農用地利用改善団体や、農地の受け手となる組織として特定農業団体・特定農業法人の設立を支援します。

エ ほ場の大区画化を推進するため、ほ場整備事業の積極的な導入を図ります。

オ 新規就農者等が、認定新規就農者を経て、認定農業者へと発展できるよう、必要な支援を重点的に措置する青年等就農計画制度の普及を図るとともに、必要な栽培技術指導、経営指導等のフォローアップ、青年等就農計画の実施状況の点検を行うなど、計画的に育成します。

カ 「青森県若手農業トップランナー育成方針（平成20年3月策定）」に基づき、若手農業者を将来の本県農業をけん引できる人材へと育成するため、実践力、問題解決力や経営革新の基礎となる経営会計力の育成・強化などを支援します。

（新設）

（3）農地流動化促進のための関連対策

農地流動化の促進に当たっては、地域の合意形成により策定され、実質化した「人・農地プラン」に基づき、プランに即した農地の利用集積・集約化を進めることにより、農業経営体の育成と地域全体の農業の発展を図ります。

ア 機構法で定める農地中間管理事業については、農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農林業支援センター）を担い手への農地の集積・集約化と農地の有効活用を進める中核的な事業体として位置付け、青森県農業会議、青森県土地改良事業団体連合会、青森県農業協同組合中央会、市町村及び農業委員会等との連携を密にして、最大限に活用します。

イ 法に定める利用権設定等促進事業（法第4条3項第1号）については、農業者に対する流動化施策の周知、流動化情報の提供を行いながら、農業経営体への農地の利用集積を進め、市町村基本構想で示された目標の早期達成に努めます。

ウ 農用地利用改善事業（法第4条第4項第3号）については、担い手の不足が見込まれる地域において、農地の利用関係の改善等を促進する農用地利用改善団体や、農地の受け手となる組織として特定農業団体・特定農業法人の設立を支援します。

エ ほ場の大区画化を推進するため、ほ場整備事業の積極的な導入を図ります。

この場合、営農や機械装備、産地化、余剰労働力の活用など将来ビジョンに対する関係者の合意形成を図り、利用権の設定、農作業の受委託などによる農業経営体への農地の集約化を基本とします。

3 推進体制

青森県「攻めの農林水産業」推進本部構造政策部会や、各関係機関・団体等が連携して担い手の育成や農地の活用に向けた施策を推進します。

特に、農業経営体等の確保・育成に当たって、県は、青森県農業経営・就農サポートセンターの体制を整備し、公益社団法人あおもり農業支援センターを総合窓口として位置付け、市町村及び農業委員会、農協など関係機関・団体等と連携・役割分担しながら取組を進めます。

<サポートセンター運営体制>

青森県構造政策課	センター運営の総括
公益社団法人あおもり農業支援センター	就農及び経営相談の総合窓口、 農地中間管理事業
地域県民局地域農林水産部	就農及び経営相談のサテライト相談窓口

<主な関係機関・団体の役割分担>

市町村	就農希望者等の受入体制構築、生活・住居等に関する情報提供、 管内の新規就農者及び農業者への経営支援等
農業委員会	農地の紹介・あっせん等
農業協同組合	新規就農者等の栽培技術等の指導、販売支援等

4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

機構法の規定により農地中間管理機構に指定された公益社団法人あおもり農業支援センターは、農業経営の規模拡大、農地の集約化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第7条に規定する事業を行います。

また、市町村が定める地域計画の区域において特例事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資するように事業を行います。

<別表> <略>

この場合、営農や機械装備、産地化、余剰労働力の活用など将来ビジョンに対する関係者の合意形成を図り、利用権の設定、農作業の受委託などによる農業経営体への農地の集約化を基本とします。

3 推進体制

青森県「攻めの農林水産業」推進本部構造政策部会や、各関係機関・団体等が連携して担い手の育成や農地の活用に向けた施策を推進します。

特に、新規就農者等の育成に当たって、県は公益社団法人あおもり農林業支援センターを青森県青年農業者等育成センターとして就農促進のための拠点と位置付け、県地域農林水産部及び県営農大学校、農協組織のほか、市町村及び農業委員会、技術力・経営力に優れた認定農業者や農業経営士が連携して、役割分担しながら取組を進めます。

4 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

機構法の規定により農地中間管理機構に指定された公益社団法人あおもり農林業支援センターは、農業経営の規模拡大、農地の集約化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第7条に規定する事業を行います。

<別表> <略>